

画像利用要項

町田市立国際版画美術館の所蔵する写真資料等の利用について以下のとおり定める。

1. 申請書に記載されている利用目的以外に使用してはならない。画像を再利用する場合は、その都度申請すること。
2. 当館所蔵の作品には必ず“町田市立国際版画美術館蔵”のクレジットを明記する。また当館の施設等の写真掲載については“町田市立国際版画美術館〇〇〇〇”（例 町田市立国際版画美術館 第2企画展示室）と明記すること。
3. 作品の画像は原則として全体図で利用すること。トリミングを希望する際は当館の担当者と相談し、クレジットに「部分」と明記のうえ利用すること。なお、作品の意図を損なうトリミングは認められない。
4. 著作権・所蔵権等の権利条件を有する物については申請書提出時に、所有者からの承諾書を添付すること。
5. 画像データは2次利用防止のため使用後に破棄すること。また貸出資料（ポジフィルム、CD-R）がある場合は使用後速やかに返却すること。返却日までに返却出来ない事情が生じた場合はただちに当館まで連絡をし、借用期間延長手続きを行なうこと。但し館側の事情等により延長を認めない場合もある。
6. 貸出資料が紛失もしくは破損した場合は、速やかに連絡を行い、当館の指示に従うこと。
7. 成果物は基本的に当館に2部寄贈すること。